

「木曾岬町高齢者福祉計画・第10期介護保険事業計画策定業務」仕様書

1. 業務名

木曾岬町第10期介護保険事業計画・高齢者福祉計画策定業務

2. 期間

契約締結日から令和9年3月26日まで

3. 目的

国や県の動向、木曾岬町高齢者の状況等を的確に把握し、木曾岬町が取り組むべき課題や高齢者福祉施策の方向性、サービス目標量等を定める、高齢者福祉計画・第10期介護保険事業計画・(以下、第10期計画という。)を策定することを目的とする。なお、第10期計画には、国の認知症施策推進基本計画を勘案した認知症施策推進計画を一体的に策定するものとする。

4. 一体的に策定する計画(事項)

- ・介護保険事業計画(介護保険法第百七条に基づく計画)
- ・老人福祉計画(老人福祉法第二十条の八に基づく計画)
- ・認知症施策推進計画(共生社会の実現を推進するための認知症基本法第十三条に基づく計画)

5. 業務内容

(1) 基礎的な地域データ及び資料の整理分析

高齢者福祉・介護保険をめぐる施策動向、木曾岬町の概要及び社会経済的特性、地域福祉資源の整備状況、高齢者の現況動向及びサービスの利用状況等について、木曾岬町事務局が提供するデータや資料をもとに整理分析を行う。

(2) アンケート調査の実施

現状の把握及び次期計画での重点施策検討の基礎資料とするため、以下のアンケート調査を実施する。

受託者は、調査結果について地域包括ケア「見える化」システムに登録できる形式へデータ加工を行う。なお、地域包括ケア「見える化」システムへのデータ登録は、委託者が行う。

①介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の実施

日常圏域ごとの高齢者の意識、生活実態、健康状態、介護環境等を調査し、日常生活や地域における課題、サービスの利用状況、ニーズ等の把握を行う。調査は、郵送により実施する。

調査票及び発送用・返信用封筒の印刷、封入封緘、宛名ラベルの貼付は受託者が行

う。対象者の抽出は委託者が行い、配布・回収に必要な郵送費は委託者が負担する。

受託者は調査票の設計及び委託者から受領した回収票の入力・集計・分析を行い、調査結果を報告書としてとりまとめる。

【日常生活圏域ニーズ調査の実施概要】

調査対象	65歳以上の一般高齢者及び要支援1・2の高齢者
配布数	1種 2,000票（回収率60.0%見込み）
調査方法	郵送法
集計方法	単純集計、属性別クロス集計、その他分析上必要な設問間のクロス集計

②在宅介護実態調査の実施

介護している家族の生活実態や抱える問題等を把握し、介護離職を防止するために資するサービスの検討のための基礎資料とするため、要介護認定者の家族を対象とした調査を行う。調査は、認定調査員の聞き取りにより実施する。

調査票及び封筒の印刷は受託者が行う。認定調査員による聞き取りに係る作業は、木曾岬町が行う（必要な費用についても木曾岬町が負担する）。

受託者は調査票の設計及び木曾岬町から受領した回収票の入力・集計・分析を行い、調査結果を報告書としてとりまとめる。

【在宅介護実態調査の実施概要】

調査対象	○月○日から○月○日までに認定調査の対象となる高齢者の家族
調査数	1種 200票（回収率60.0%見込み）
調査方法	認定調査員による聞き取り
集計方法	単純集計、属性別クロス集計、その他分析上必要な設問間のクロス集計

③介護保険施設入所者の実施

町内外の介護保険施設に入所している町民に対し、サービスの質の確保や在宅生活への移行に関わる課題を把握するため、調査を行う。調査は、郵送により実施する。

調査票及び発送用・返信用封筒の印刷、封入封緘、宛名ラベルの貼付は受託者が行う。対象者の抽出は委託者が行い、配布・回収に必要な郵送費は委託者が負担する。

受託者は調査票の設計及び委託者から受領した回収票の入力・集計・分析を行い、調査結果を報告書としてとりまとめる。

【在宅介護実態調査の実施概要】

調査対象	町内外の施設入所者
調査数	1種 80票（回収率45.0%見込み）

調査方法	郵送法
集計方法	単純集計、属性別クロス集計、その他分析上必要な設問間のクロス集計

(3) 給付実績集計・分析の実施

委託者が提供する国保連給付実績データ等（地域包括ケア「見える化」システムによるデータ等）に基づき、介護認定者の推移、サービスの利用状況、給付実績に関する給付状況の分析を行う。受託者は必要に応じて、地域包括ケア「見える化」システムを使用し、分析作業を行う。

(4) 計画目標量の設定

第10期計画の前提となる将来人口および高齢者人口を設定し、要支援・要介護者数、介護保険サービス利用者数を推計するとともに、介護保険サービス見込量、介護保険給付費、第10期介護保険料の設定支援を行う。

(5) 施策・事業の実施状況の評価及び課題のとりまとめ

現行計画における施策・事業の実施状況について、調査シートの設計及び結果のとりまとめを行い、評価を行う。

(6) 計画骨子案・素案の作成

これまでの調査結果を踏まえて第10期計画及び木曾岬町の認知症施策等の基本課題や施策方向を整理し、今後の重点課題と施策の目標・体系をとりまとめた計画骨子案、計画素案を作成し、内容の協議を行う。

(7) パブリックコメントの実施支援

計画素案についてのパブリックコメントを委託者が実施するにあたり、実施方法やとりまとめに関するアドバイスを行う。

(8) 計画策定委員会の運営支援

計画内容を審議するために設置される計画策定委員会（4回程度）の運営について、会議資料（原データ）を作成するとともに必要に応じて出席し、協議事項に関するアドバイス等の支援を行う。

(9) 介護保険・高齢者福祉施策に関する情報提供支援

介護保険・高齢者福祉施策に関する動向は日々変化しており、本計画は国の方針を鑑みながら策定することが必要である。厚生労働省や内閣官房において指針の公表や会議の開催が行われた際には、公表内容の要約版を作成して木曾岬町に提供するとともに、調査手法や分析方法を検討する。

(10) 打合せ協議等

本業務を適正かつ円滑に実施するため、業務責任者と監督員は常に密接な連絡を取り、業務の方針及び条件等の疑義を正すこととし、その内容についてはその都度受託者が書面（打合せ記録簿等）に記録し、相互に確認することとする。

なお、業務責任者又は業務担当者は月1回以上の頻度で発注者を訪問し、本業務の進捗状況の報告もしくはその他必要な打合せを行うものとする。

6. 成果品

- ・ アンケート調査報告書（A4判、150頁程度）：データー式
- ・ 木曽岬町高齢者福祉計画・第10期介護保険事業計画（A4判、100頁程度）
：データー式
- ・ 木曽岬町高齢者福祉計画・第10期介護保険事業計画・概要版（A4判、4頁程度）
：データー式
- ・ 情報提供資料一式

7. その他

- (1) 本業務を進めるにあたって、個人情報及びプライバシーの保護が必要であることから、受託者は、個人情報保護に関する条例を順守するとともに、「プライバシーマーク」認証を要する。
- (2) 仕様書に記載されていない業務が発生した場合は、双方で協議し、対応の可否を含めて別途決定する。
- (3) この仕様書に定めるもののほか必要な事項が生じた場合は、その都度協議するものとする。

以上